

番 号	H22-1
都市計画区域	八戸都市計画区域
都市計画の案の名称	八戸都市計画区域区分の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 3 月 1 日（月） 午後 1 時 30 分 ～ 場所：八戸市役所 ※詳細は、「広報はちのへ」（3 月号）をご覧ください。
公聴会	（開催予定はありません）
公聴会のための原案の閲覧	—
案の縦覧	期間：平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 22 年 6 月 14 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁東棟 6 階） 八戸市都市整備部都市政策課 （八戸市内丸 1-1-1 八戸市役所 別館 6 階）
市町村への意見聴取	平成 22 年 6 月 24 日(木)
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 22 年 7 月 9 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階中会議室
決定告示	平成 22 年 9 月 13 日（月） 青森県告示第六百十号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁東棟 6 階） 八戸市都市整備部都市政策課 （八戸市内丸 1-1-1 八戸市役所 別館 6 階）

計 画 書

八戸都市計画区域区分の変更（青森県決定）

市街化区域及び市街化調整区域の区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分	年次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口		256.0千人	262.6千人
市街化区域内人口		206.0千人	212.6千人
配分する人口		—	208.2千人
保留する人口		—	4.4千人
（特定保留）		—	—
（一般保留）		—	4.4千人

変更理由

公有水面の埋め立てが完了した八太郎2号埠頭地区及び河原木1号埠頭地区について、隣接する地区と一体的な土地利用を促進するため、本案のとおり市街化区域及び市街化調整区域の変更を行い、計画的かつ合理的な土地利用の実現を図ろうとするものである。

番 号	H22-2
都市計画区域	八戸都市計画区域
都市計画の案の名称	八戸都市計画臨港地区の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 3 月 1 日（月） 午後 1 時 30 分 ～ 場所：八戸市役所 ※詳細は、「広報はちのへ」（3 月号）をご覧ください。
公聴会	（開催予定はありません）
公聴会のための原案の閲覧	—
案の縦覧	期間：平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 22 年 6 月 14 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁東棟 6 階） 八戸市都市整備部都市政策課 （八戸市内丸 1 - 1 - 1 八戸市役所 別館 6 階）
市町村への意見聴取	平成 22 年 6 月 24 日(木)
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 22 年 7 月 9 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階中会議室
決定告示	平成 22 年 9 月 13 日（月） 青森県告示第六百十一号
関係図書 の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁東棟 6 階） 八戸市都市整備部都市政策課 （八戸市内丸 1 - 1 - 1 八戸市役所 別館 6 階）

## 八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
八 戸 臨 港 地 区	約 706 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

八太郎地区、八太郎2号埠頭地区、河原木1号埠頭地区及び河原木2号埠頭地区について、隣接する地区と一体的に臨港地区に指定することにより、必要な港湾施設の整備や工場等の立地の届け出等一定の規制を行い、港湾の管理運営を円滑に行うなど、八戸港の港湾機能の向上を目的に臨港地区を指定するものである。

番 号	H22-3
都市計画区域	五所川原都市計画区域
都市計画の案の名称	五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	(開催予定はありません)
公聴会	<del>日時：平成22年5月14日(金) 午前10時30分～</del> <del>場所：五所川原市役所 5階第二会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年4月17日(土)から平成22年5月7日(金)まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) 五所川原市建設部都市計画課 (五所川原市字岩木町12 五所川原市役所 本館3階)
案の縦覧	期間：平成22年6月1日(火)から平成22年6月14日(月)まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) 五所川原市建設部都市計画課 (五所川原市字岩木町12 五所川原市役所 本館3階)
市町村への意見聴取	平成22年6月15日(火)
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成22年7月9日(金) 場所：青森県庁 西棟8階中会議室
決定告示	平成22年8月11日(水) 青森県告示第五百四十五号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) 五所川原市建設部都市計画課 (五所川原市字岩木町12 五所川原市役所 本館3階)

## 変 更 理 由 書

### 五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更（青森県決定）について

「五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-4
都市計画区域	三戸都市計画区域
都市計画の 案の名称	三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の 変更理由	別紙のとおり
説 明 会	(開催予定はありません)
公 聴 会	<del>(三戸町) 日時：平成 22 年 5 月 13 日 (木) 午前 11 時 00 分 ～</del> <del>場所：三戸町役場 4 階大会議室</del> <del>(南部町) 日時：平成 22 年 5 月 13 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～</del> <del>場所：南部町役場本庁舎 3 階中会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための 原案の閲覧	期間：平成 22 年 4 月 13 日 (火) から平成 22 年 4 月 26 日 (月) まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階) 三戸町ふるさと農村課 (三戸町大字在府小路町 4 3 三戸町役場) 南部町企画調整課 (南部町大字苫米地字下宿 2 3-1 南部町役場)
案の縦覧	期間：平成 22 年 6 月 1 日 (火) から平成 22 年 6 月 14 日 (月) まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階) 三戸町ふるさと農村課 (三戸町大字在府小路町 4 3 三戸町役場) 南部町企画調整課 (南部町大字苫米地字下宿 2 3-1 南部町役場)
市町村への 意見聴取	三戸町：平成 22 年 5 月 25 日(火) 南部町：平成 22 年 6 月 30 日(水)
青森県都市計画 審議会への付議	日時：平成 22 年 7 月 9 日 (金) 場所：青森県庁 西棟 8 階中会議室
決定告示	平成 22 年 8 月 11 日 (水) 青森県告示第五百四十八号
関係図書の 縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階) 三戸町ふるさと農村課 (三戸町大字在府小路町 4 3 三戸町役場) 南部町企画調整課 (南部町大字苫米地字下宿 2 3-1 南部町役場)

# 変 更 理 由 書

## 三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更（青森県決定）について

「三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成19年度に実施した都市計画法第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。



番 号	H22-5
都市計画区域	階上都市計画区域
都市計画の案の名称	階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	(開催予定はありません)
公聴会	<del>日時：平成22年5月11日(火) 午後1時30分～</del> <del>場所：階上町役場 2階第二会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年4月13日(火)から平成22年4月26日(月)まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) 階上町建設課 (階上町大字道仏字天当平1-87 階上町役場)
案の縦覧	期間：平成22年6月1日(火)から平成22年6月14日(月)まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) 階上町建設課 (階上町大字道仏字天当平1-87 階上町役場)
市町村への意見聴取	平成22年6月2日(水)
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成22年7月9日(金) 場所：青森県庁 西棟8階中会議室
決定告示	平成22年8月11日(水) 青森県告示第五百五十号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) 階上町建設課 (階上町大字道仏字天当平1-87 階上町役場)

## 変 更 理 由 書

### 階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更（青森県決定）について

「階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成19年度に実施した都市計画法第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-6
都市計画区域	六戸都市計画区域
都市計画の 案の名称	六戸都市計画道路の変更
都市計画の 変更理由	別紙のとおり
説 明 会	日時：平成 22 年 4 月 16 日（金） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：六戸町役場 2 階大会議室 ※詳細は、「広報ろくのへ」（4 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公 聴 会	<del>日時：平成 22 年 5 月 12 日（水） 午前 10 時 30 分 ～</del> <del>場所：六戸町役場 2 階大会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための 原案の閲覧	期間：平成 22 年 4 月 17 日（土）から平成 22 年 5 月 7 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 六戸町企画財政課 （六戸町大字犬落瀬字前谷地 6 0 六戸町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 22 年 6 月 14 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 六戸町企画財政課 （六戸町大字犬落瀬字前谷地 6 0 六戸町役場）
市町村への 意見聴取	平成 22 年 6 月 24 日（木）
青森県都市計画 審議会への付議	日時：平成 22 年 7 月 9 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階中会議室
決定告示	平成 22 年 8 月 11 日（水） 青森県告示第五百四十三号
関係図書の 縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 六戸町企画財政課 （六戸町大字犬落瀬字前谷地 6 0 六戸町役場）

## 六戸都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・5・1号犬落瀬中央線を次のように変更する。

都市計画道路中3・5・2号犬落瀬館野線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線 街路	3・5・1	犬落瀬中央線	六戸町大字犬落瀬 字押込	六戸町大字犬落瀬 字千刈田	六戸町大字犬 落瀬字後田	約900m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

番 号	H22-7
都市計画区域	六戸都市計画区域
都市計画の案の名称	六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 4 月 16 日（金） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：六戸町役場 2 階大会議室 ※詳細は、「広報ろくのへ」（4 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成 22 年 5 月 12 日（水） 午前 10 時 30 分 ～</del> <del>場所：六戸町役場 2 階大会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 4 月 17 日（土）から平成 22 年 5 月 7 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁 東棟 6 階） 六戸町企画財政課 （六戸町大字犬落瀬字前谷地 6 0 六戸町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 22 年 6 月 14 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁 東棟 6 階） 六戸町企画財政課 （六戸町大字犬落瀬字前谷地 6 0 六戸町役場）
市町村への意見聴取	平成 22 年 6 月 24 日（木）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 22 年 7 月 9 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階中会議室
決定告示	平成 22 年 8 月 11 日（水） 青森県告示第五百四十三号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁 東棟 6 階） 六戸町企画財政課 （六戸町大字犬落瀬字前谷地 6 0 六戸町役場）

# 変 更 理 由 書

## 六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更（青森県決定）について

「六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-8
都市計画区域	五戸都市計画区域
都市計画の案の名称	五戸都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 4 月 13 日（火） 午後 1 時 30 分 ～ 場所：五戸町立公民館 3 階第三研修室（五戸町下モ沢向 8-2） ※詳細は、「広報五戸」（4 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成 22 年 5 月 13 日（木） 午後 4 時 00 分 ～</del> <del>場所：五戸町立公民館 3 階第三研修室（五戸町下モ沢向 8-2）</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 4 月 17 日（土）から平成 22 年 5 月 7 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 五戸町建設課 （五戸町字古館 2 1-1 五戸町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 22 年 6 月 14 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 五戸町建設課 （五戸町字古館 2 1-1 五戸町役場）
市町村への意見聴取	平成 22 年 6 月 29 日（火）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 22 年 7 月 9 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階中会議室
決定告示	平成 22 年 8 月 11 日（水） 青森県告示第五百四十四号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 五戸町建設課 （五戸町字古館 2 1-1 五戸町役場）

## 五戸都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・3・1号扇田上新井田線ほか2路線を次のように変更する。

都市計画道路中3・4・3号上新井田追分線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・1	扇田上新井田線	五戸町大字扇田字長下夕	五戸町字上新井田	字古街道長根	約4,510m	地表式	4車線	27m	幹線街路3・4・5号工業団地北線、3・4・4号二本柳古館線、3・5・4号中ノ沢鍛冶屋窪上ミ線と立体交差	
	3・4・4	二本柳古館線	五戸町字二本柳	五戸町字古館下川原	字正場沢	約2,840m	地表式	2車線	16m	幹線街路3・3・1号扇田上新井田線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・5・4	中ノ沢鍛冶屋窪上ミ線	五戸町字中ノ沢	五戸町字鍛冶屋窪上ミ	字下大町	約2,520m	地表式	2車線	12m	幹線街路3・3・1号扇田上新井田線と立体交差 幹線街路と平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。



番 号	H22-9
都市計画区域	五戸都市計画区域
都市計画の案の名称	五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 4 月 13 日（火） 午後 1 時 30 分 ～ 場所：五戸町立公民館 3 階第三研修室（五戸町下モ沢向 8-2） ※詳細は、「広報五戸」（4 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成 22 年 5 月 13 日（木） 午後 4 時 00 分 ～</del> <del>場所：五戸町立公民館 3 階第三研修室（五戸町下モ沢向 8-2）</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 4 月 17 日（土）から平成 22 年 5 月 7 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 五戸町建設課 （五戸町字古館 2 1-1 五戸町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 22 年 6 月 14 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 五戸町建設課 （五戸町字古館 2 1-1 五戸町役場）
市町村への意見聴取	平成 22 年 6 月 29 日（火）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 22 年 7 月 9 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階中会議室
決定告示	平成 22 年 8 月 11 日（水） 青森県告示第五百四十九号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 五戸町建設課 （五戸町字古館 2 1-1 五戸町役場）

# 変 更 理 由 書

## 五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更（青森県決定）について

「五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成19年度に実施した都市計画法第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-10
都市計画区域	鶴田都市計画区域
都市計画の案の名称	鶴田都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成22年4月14日（水） 午後1時30分～ 場所：鶴田町役場 国際交流会館 202会議室 ※詳細は、「広報つるた」（4月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成22年5月14日（金） 午後1時30分～</del> <del>場所：鶴田町役場 国際交流会館 202会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年4月17日（土）から平成22年5月7日（金）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鶴田町建設整備課 （鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町町役場）
案の縦覧	期間：平成22年6月1日（火）から平成22年6月14日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鶴田町建設整備課 （鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町町役場）
市町村への意見聴取	平成22年6月28日（月）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成22年7月9日（金） 場所：青森県庁 西棟8階中会議室
決定告示	平成22年8月11日（水） 青森県告示第五百四十二号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鶴田町建設整備課 （鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町町役場）

## 鶴田都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・4・2号駅通り線ほか1路線を次のように変更する。

都市計画道路中3・4・3号押上中泉線及び3・5・2号東笹森相原線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
	3・4・2	駅通り線	鶴田町大字鶴田字 前田	鶴田町大字鶴田字 生松	大字鶴田字生 松	約380m	地表式	2車線	17m	幹線街路と平面交差 1箇所	
	3・5・1	菖蒲川新田子 線	鶴田町大字菖蒲川 字前田	鶴田町大字鶴田字 相原	大字鶴田字早 瀬	約2,730m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

番 号	H22-11
都市計画区域	鶴田都市計画区域
都市計画の案の名称	鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成22年4月14日（水） 午後1時30分～ 場所：鶴田町役場 国際交流会館 202会議室 ※詳細は、「広報つるた」（4月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成22年5月14日（金） 午後1時30分～</del> <del>場所：鶴田町役場 国際交流会館 202会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年4月17日（土）から平成22年5月7日（金）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鶴田町建設整備課 （鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町町役場）
案の縦覧	期間：平成22年6月1日（火）から平成22年6月14日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鶴田町建設整備課 （鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町町役場）
市町村への意見聴取	平成22年6月28日（月）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成22年7月9日（金） 場所：青森県庁 西棟8階中会議室
決定告示	平成22年8月11日（水） 青森県告示第五百四十二号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鶴田町建設整備課 （鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町町役場）

## 変 更 理 由 書

### 鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更（青森県決定）について

「鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成19年度に実施した都市計画法第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-12
都市計画区域	六ヶ所都市計画区域
都市計画の案の名称	六ヶ所都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説 明 会	日時：平成 22 年 4 月 15 日（木） 午後 6 時 30 分 ～ 場所：文化交流プラザ「スワニー」 大会議室 ※詳細は、「広報ろっかしょ」（4月号）折り込みチラシをご覧ください。
公 聴 会	<del>日時：平成 22 年 5 月 12 日（水） 午後 3 時 00 分 ～</del> <del>場所：六ヶ所村中央公民館</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 4 月 17 日（土）から平成 22 年 5 月 7 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 六ヶ所村企画調整課 （六ヶ所村大字尾駸字野附 4 7 5 六ヶ所村役場） 横浜町総務課 （横浜町字寺下 3 5 横浜町役場） 野辺地町建設環境課 （野辺地町字野辺地 1 2 3-1 野辺地町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 12 月 7 日（火）から平成 22 年 12 月 20 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 六ヶ所村企画調整課 （六ヶ所村大字尾駸字野附 4 7 5 六ヶ所村役場）
市町村への意見聴取	平成 23 年 1 月 24 日（月）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 23 年 1 月 28 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 23 年 2 月 28 日（月） 青森県告示第 1 5 9 号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 六ヶ所村企画調整課 （六ヶ所村大字尾駸字野附 4 7 5 六ヶ所村役場）

## 六ヶ所都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・2・1号尾駁倉内線ほか3路線を次のように変更する。

都市計画道路中3・2・4号工業地区幹線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・1	尾駁倉内線	六ヶ所村大字倉内字前谷地	六ヶ所村大字尾駁字猿子沢	大字鷹架字道ノ下	約22,820m	地表式	4車線	30m		
	車線数の内訳		4車線			約19,720m					
			2車線			約3,100m					
	構造形式の内訳		六ヶ所村大字鷹架字道ノ上	六ヶ所村大字鷹架字道ノ上		約400m	嵩上式		30m		
			六ヶ所村大字鷹架字道ノ上	六ヶ所村大字鷹架字発茶沢		約570m	嵩上式		30m		
			六ヶ所村大字尾駁字上尾駁	六ヶ所村大字尾駁字弥栄平		約420m	嵩上式		30m		
			六ヶ所村大字尾駁字上尾駁	六ヶ所村大字尾駁字上尾駁		約550m	掘割式		30m		
			六ヶ所村大字尾駁字野附	六ヶ所村大字尾駁字野附		約360m	掘割式		16m		
						約20,520m	地表式		16～30m	幹線街路3・2・2号東西幹線、3・2・3号鷹架南幹線、3・3・1号千歳鷹架線と立体交差	
	3・2・2	東西幹線	六ヶ所村大字尾駁字沖付	六ヶ所村大字尾駁字二又	六ヶ所村大字尾駁字上弥栄	約11,160m	地表式	4車線	30m	幹線街路3・2・1号尾駁倉内線と立体交差	
	3・2・3	鷹架南幹線	六ヶ所村大字鷹架字道ノ下	六ヶ所村大字鷹架字道ノ下	—	約3,830m	地表式	4車線	30m	幹線街路3・2・1号尾駁倉内線と立体交差	
	3・3・1	千歳鷹架線	六ヶ所村大字倉内字笹崎	六ヶ所村大字鷹架字道ノ上	大字鷹架字内子内	約9,060m	地表式	4車線	25m	幹線街路3・2・1号尾駁倉内線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。



番 号	H22-13
都市計画区域	平内都市計画区域
都市計画の案の名称	平内都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 9 月 6 日（月） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：平内町立勤労青少年ホーム 1 階 視聴覚室 ※詳細は、「広報ひらない」（9 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成 22 年 10 月 18 日（月） 午前 10 時 00 分 ～</del> <del>場所：平内町立勤労青少年ホーム 1 階 視聴覚室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 9 月 25 日（土）から平成 22 年 10 月 8 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 平内町地域整備課 （平内町大字小湊字小湊 6 3 平内町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 12 月 7 日（火）から平成 22 年 12 月 20 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 平内町地域整備課 （平内町大字小湊字小湊 6 3 平内町役場）
市町村への意見聴取	平成 23 年 1 月 19 日（水）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 23 年 1 月 28 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 23 年 2 月 28 日（月） 青森県告示第 1 5 4 号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 平内町地域整備課 （平内町大字小湊字小湊 6 3 平内町役場）

## 平内都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・3・1号家ノ下鍵懸線を次のように変更する。

都市計画道路中3・4・1号駅通り小湊赤明堂線、3・4・2号小湊沼館家岸線及び3・4・3号沼館尻新道線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線 街路	3・3・1	家ノ下鍵懸線	平内町大字中野字 家ノ下	平内町大字土屋字 鍵懸	大字土屋字カ ヌカ沢	約3,990m	地表式	4車線	28m	—	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

番 号	H22-14
都市計画区域	蟹田都市計画区域
都市計画の案の名称	蟹田都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成22年9月14日（火） 午後6時00分～ 場所：外ヶ浜町役場 本庁 3階 大会議室 ※詳細は、「広報そとがはま」（9月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成22年10月20日（水） 午前10時00分～</del> <del>場所：外ヶ浜町役場 本庁 3階 大会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年9月25日（土）から平成22年10月8日（金）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 外ヶ浜町建設課 （外ヶ浜町字蟹田高銅屋4-4-2 外ヶ浜町役場）
案の縦覧	期間：平成22年12月7日（火）から平成22年12月20日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 外ヶ浜町建設課 （外ヶ浜町字蟹田高銅屋4-4-2 外ヶ浜町役場）
市町村への意見聴取	平成23年1月24日（月）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成23年1月28日（金） 場所：青森県庁 西棟8階大会議室
決定告示	平成23年2月28日（月） 青森県告示第155号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 外ヶ浜町建設課 （外ヶ浜町字蟹田高銅屋4-4-2 外ヶ浜町役場）

## 蟹田都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・4・1号上蟹田磯ノ山線を3・6・2号上蟹田磯ノ山線に名称を改め、次のように変更する。  
都市計画道路中3・4・2号蟹田館ノ沢線、3・4・3号宮本線及び3・6・1号下町中師線を廃止する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線 街路	3・6・2	上蟹田磯ノ山線	外ヶ浜町字上蟹田	外ヶ浜町字蟹田石 浜	字蟹田鰯ヶ淵	約1,980m	地表式	2車線	11.5m	JR津軽線との立体交 差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

番 号	H22-15
都市計画区域	鱒ヶ沢都市計画区域
都市計画の案の名称	鱒ヶ沢都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成22年9月8日（水） 午後6時00分～ 場所：鱒ヶ沢町中央公民館 2階 大会議室 ※詳細は、「広報あじがさわ」（9月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成22年10月19日（火） 午後2時00分～</del> <del>場所：鱒ヶ沢町中央公民館 2階 大会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年9月25日（土）から平成22年10月8日（金）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鱒ヶ沢町建設管財課 （鱒ヶ沢町大字本町209-2 鱒ヶ沢町役場）
案の縦覧	期間：平成22年12月7日（火）から平成22年12月20日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鱒ヶ沢町建設管財課 （鱒ヶ沢町大字本町209-2 鱒ヶ沢町役場）
市町村への意見聴取	平成22年12月22日（水）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成23年1月28日（金） 場所：青森県庁 西棟8階大会議室
決定告示	平成23年2月28日（月） 青森県告示第156号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 鱒ヶ沢町建設管財課 （鱒ヶ沢町大字本町209-2 鱒ヶ沢町役場）

## 鱒ヶ沢都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・4・1号鳴戸大和田線ほか1路線を次のように変更する。

都市計画道路中3・5・4号臨海線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	鳴戸大和田線	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸	鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田	大字舞戸町字小夜	約7,360m	地表式	2車線	16m	JR五能線と立体交差 3箇所 幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・5・3	駅前線	鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田	鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田	大字舞戸町字上富田	約470m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

番 号	H22-16
都市計画区域	板柳都市計画区域
都市計画の案の名称	板柳都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 9 月 7 日（火） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：板柳町多目的ホールあぷる ※詳細は、「広報いたやなぎ」（9 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成 22 年 10 月 19 日（火） 午前 10 時 00 分 ～</del> <del>場所：板柳町多目的ホールあぷる</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 9 月 25 日（土）から平成 22 年 10 月 8 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 板柳町建設課 （板柳町大字板柳字土井 2 3 9-3 板柳町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 12 月 7 日（火）から平成 22 年 12 月 20 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 板柳町建設課 （板柳町大字板柳字土井 2 3 9-3 板柳町役場）
市町村への意見聴取	平成 23 年 1 月 24 日（月）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 23 年 1 月 28 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 23 年 2 月 28 日（月） 青森県告示第 1 5 7 号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 板柳町建設課 （板柳町大字板柳字土井 2 3 9-3 板柳町役場）

## 板柳都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・4・1号駅通り線を次のように変更する。

都市計画道路中3・5・3号岡本玉川西線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	駅通り線	板柳町大字福野田字実田	板柳町大字板柳字川面	大字板柳字土井	約630m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。



番 号	H22-17
都市計画区域	野辺地都市計画区域
都市計画の案の名称	野辺地都市計画道路の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説 明 会	日時：平成 22 年 9 月 9 日（木） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：野辺地町中央公民館 1 階 ホール ※詳細は、「広報のへじ」（9 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公 聴 会	<del>日時：平成 22 年 10 月 18 日（月） 午後 2 時 00 分 ～</del> <del>場所：野辺地町中央公民館 1 階 ホール</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 9 月 25 日（土）から平成 22 年 10 月 8 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 野辺地町建設環境課 （野辺地町字野辺地 1 2 3-1 野辺地町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 12 月 7 日（火）から平成 22 年 12 月 20 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 野辺地町建設環境課 （野辺地町字野辺地 1 2 3-1 野辺地町役場）
市町村への意見聴取	平成 22 年 12 月 22 日（水）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 23 年 1 月 28 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 23 年 2 月 28 日（月） 青森県告示第 1 5 8 号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 野辺地町建設環境課 （野辺地町字野辺地 1 2 3-1 野辺地町役場）

## 野辺地都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線ほか6路線を次のように変更する。

都市計画道路中3・3・2号槻ノ木木明線、3・4・2号城内種畜場線及び3・5・1号金沢松ノ木平線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道	1・3・1	有戸鳥井平一ノ渡線	野辺地町字有戸鳥井平	東北町字山添	野辺地町字寺ノ沢	約7,110m	嵩上式	4車線	23.5m	JR東北本線と立体交差 1箇所 幹線街路と立体交差 1箇所	起点方向出入口 都市計画道路3・4・5号へ接続  終点方向出入口 都市計画道路3・3・1号へ接続
	なお、野辺地町字有戸鳥井平地内に出口1箇所・入口1箇所、東北町字山添地内に出口1箇所・入口1箇所を設ける。										
幹線街路	3・3・1	一ノ渡中渡線	野辺地町字一ノ渡	野辺地町字中渡	字松ノ木	約6,260m	地表式	4車線	27m	JR東北本線、自動車専用道1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線と立体交差 各1箇所 自動車専用道1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線と平面交差 1箇所 幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・1	駅前上前田線	野辺地町字上小中野	野辺地町字上前田	字鳴沢	約870m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・4・3	二本木大月平線	野辺地町字二本木	野辺地町字大月平	字野辺地	約3,180m	地表式	2車線	16m	JR大湊線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 4箇所	
	3・4・4	観音林脇雑吉沢線	野辺地町字観音林脇	野辺地町字雑吉沢	字白岩	約1,130m	地表式	2車線	16m	自動車専用道1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線、幹線街路3・5・7号大月平一ノ渡線と立体交差 各1箇所 幹線街路と平面交差 1箇所	
	3・5・2	石神裏上川原線	野辺地町字石神裏	野辺地町字上川原	字寺ノ沢	約2,070m	地表式	2車線	12m	JR大湊線と平面交差 1箇所 幹線街路と平面交差 5箇所	
	3・5・6	駅前松ノ木線	野辺地町字上小中野	野辺地町字松ノ木	字観音林脇	約660m	地表式	2車線	12m	JR東北本線、JR大湊線と立体交差 各1箇所 幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

番 号	H22-18
都市計画区域	木造都市計画区域
都市計画の 案の名称	木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の 変更理由	別紙のとおり
説 明 会	(開催予定はありません)
公 聴 会	<del>日時：平成22年10月20日(金) 午後2時00分～</del> <del>場所：つがる市役所 3階 第1会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための 原案の閲覧	期間：平成22年9月25日(土)から平成22年10月8日(金)まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) つがる市建設部建築住宅課 (つがる市木造若緑6-1-1 つがる市役所)
案の縦覧	期間：平成22年12月7日(火)から平成22年12月20日(月)まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) つがる市建設部建築住宅課 (つがる市木造若緑6-1-1 つがる市役所)
市町村への 意見聴取	平成22年12月20日(月)
青森県都市計画 審議会への付議	日時：平成23年1月28日(金) 場所：青森県庁 西棟8階大会議室
決定告示	平成23年2月28日(月) 青森県告示第160号
関係図書の 縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 (青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階) つがる市建設部建築住宅課 (つがる市木造若緑6-1-1 つがる市役所)

## 変 更 理 由 書

木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（青森県決定）の変更について

「木造 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-19
都市計画区域	平内都市計画区域
都市計画の案の名称	平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 9 月 6 日（月） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：平内町立勤労青少年ホーム 1 階 視聴覚室 ※詳細は、「広報ひらない」（9 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成 22 年 10 月 18 日（月） 午前 10 時 00 分 ～</del> <del>場所：平内町立勤労青少年ホーム 1 階 視聴覚室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 9 月 25 日（土）から平成 22 年 10 月 8 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁 東棟 6 階） 平内町地域整備課 （平内町大字小湊字小湊 6 3 平内町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 12 月 7 日（火）から平成 22 年 12 月 20 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁 東棟 6 階） 平内町地域整備課 （平内町大字小湊字小湊 6 3 平内町役場）
市町村への意見聴取	平成 23 年 1 月 19 日（水）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 23 年 1 月 28 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 23 年 2 月 28 日（月） 青森県告示第 1 6 1 号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1 - 1 - 1 青森県庁 東棟 6 階） 平内町地域整備課 （平内町大字小湊字小湊 6 3 平内町役場）

## 変 更 理 由 書

平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（青森県決定）の変更について

「平内 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-20
都市計画区域	蟹田都市計画区域
都市計画の案の名称	蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成22年9月14日（火） 午後6時00分～ 場所：外ヶ浜町役場 本庁 3階 大会議室 ※詳細は、「広報そとがはま」（9月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成22年10月20日（水） 午前10時00分～</del> <del>場所：外ヶ浜町役場 本庁 3階 大会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年9月25日（土）から平成22年10月8日（金）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 外ヶ浜町建設課 （外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2 外ヶ浜町役場）
案の縦覧	期間：平成22年12月7日（火）から平成22年12月20日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 外ヶ浜町建設課 （外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2 外ヶ浜町役場）
市町村への意見聴取	平成23年1月24日（月）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成23年1月28日（金） 場所：青森県庁 西棟8階大会議室
決定告示	平成23年2月28日（月） 青森県告示第162号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 外ヶ浜町建設課 （外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2 外ヶ浜町役場）

# 変 更 理 由 書

蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（青森県決定）の変更について

「蟹田 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。



番 号	H22-21
都市計画区域	鱒ヶ沢都市計画区域
都市計画の案の名称	鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説 明 会	日時：平成 22 年 9 月 8 日（水） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：鱒ヶ沢町中央公民館 2 階 大会議室 ※詳細は、「広報あじがさわ」（9 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公 聴 会	<del>日時：平成 22 年 10 月 19 日（火） 午後 2 時 00 分 ～</del> <del>場所：鱒ヶ沢町中央公民館 2 階 大会議室</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 9 月 25 日（土）から平成 22 年 10 月 8 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 鱒ヶ沢町建設管財課 （鱒ヶ沢町大字本町 209-2 鱒ヶ沢町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 12 月 7 日（火）から平成 22 年 12 月 20 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 鱒ヶ沢町建設管財課 （鱒ヶ沢町大字本町 209-2 鱒ヶ沢町役場）
市町村への意見聴取	平成 22 年 12 月 22 日（水）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 23 年 1 月 28 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 23 年 2 月 28 日（月） 青森県告示第 163 号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 鱒ヶ沢町建設管財課 （鱒ヶ沢町大字本町 209-2 鱒ヶ沢町役場）

## 変 更 理 由 書

鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（青森県決定）の変更について

「鱒ヶ沢 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-22
都市計画区域	板柳都市計画区域
都市計画の案の名称	板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成22年9月7日（火） 午後6時00分～ 場所：板柳町多目的ホールあぷる ※詳細は、「広報いたやなぎ」（9月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成22年10月19日（火） 午前10時00分～</del> <del>場所：板柳町多目的ホールあぷる</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年9月25日（土）から平成22年10月8日（金）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 板柳町建設課 （板柳町大字板柳字土井239-3 板柳町役場）
案の縦覧	期間：平成22年12月7日（火）から平成22年12月20日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 板柳町建設課 （板柳町大字板柳字土井239-3 板柳町役場）
市町村への意見聴取	平成23年1月24日（月）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成23年1月28日（金） 場所：青森県庁 西棟8階大会議室
決定告示	平成23年2月28日（月） 青森県告示第164号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 板柳町建設課 （板柳町大字板柳字土井239-3 板柳町役場）

## 変 更 理 由 書

板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（青森県決定）の変更について

「板柳 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

番 号	H22-23
都市計画区域	野辺地都市計画区域
都市計画の案の名称	野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画の変更理由	別紙のとおり
説明会	日時：平成 22 年 9 月 9 日（木） 午後 6 時 00 分 ～ 場所：野辺地町中央公民館 1 階 ホール ※詳細は、「広報のへじ」（9 月号）折り込みチラシをご覧ください。
公聴会	<del>日時：平成 22 年 10 月 18 日（月） 午後 2 時 00 分 ～</del> <del>場所：野辺地町中央公民館 1 階 ホール</del> ※公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成 22 年 9 月 25 日（土）から平成 22 年 10 月 8 日（金）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 野辺地町建設環境課 （野辺地町字野辺地 1 2 3-1 野辺地町役場）
案の縦覧	期間：平成 22 年 12 月 7 日（火）から平成 22 年 12 月 20 日（月）まで 縦覧時間：午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 野辺地町建設環境課 （野辺地町字野辺地 1 2 3-1 野辺地町役場）
市町村への意見聴取	平成 22 年 12 月 22 日（水）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成 23 年 1 月 28 日（金） 場所：青森県庁 西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 23 年 2 月 28 日（月） 青森県告示第 1 6 5 号
関係図書 の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁 東棟 6 階） 野辺地町建設環境課 （野辺地町字野辺地 1 2 3-1 野辺地町役場）

## 変 更 理 由 書

野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（青森県決定）の変更について

「野辺地 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、約5年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。